第178期

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2025年6月27日(金)午前10時 (受付開始時刻:午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館 8階ホール (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照 ください。)

お土産はご用意しておりません。

何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

目 次	
第178期定時株主	三総会招集ご通知
株主総会参考書業	頁
議案および参考	事項
第1号議案	定款一部変更の件 7
第2号議案	取締役(監査等委員である取締役 を除く。)6名選任の件17
第3号議案	監査等委員である取締役5名選任 の件·········25
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件·······32
第5号議案	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額設定の件 33
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬等
第7号議案	の額設定の件34 取締役(監査等委員である取締役 および社外取締役を除く。)に対
第8号議案	する株式報酬等の額および内容決定の件
事業報告	58
連結計算書類	58 81
計算書類	83 85
監査報告	85
株主総会会場ご客	

澁澤倉庫株式会社

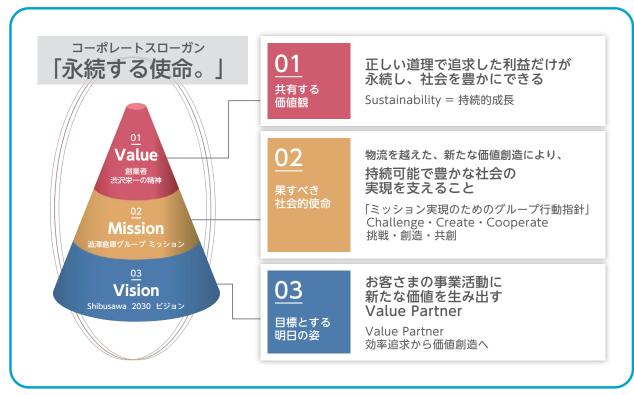


株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し 上げます。

第178期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。 ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月 取締役社長 大隅 毅



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

(証券コード:9304)

(発送日) 2025年6月5日 (電子提供措置の開始日) 2025年6月3日

東京都江東区永代二丁目37番28号

澁澤倉庫株式会社

取締役社長 大隅 毅

第178期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第178期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等(同封の議決権行使書用紙を除く。)の内容である情報 (電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.shibusawa.co.jp/stockfolder/



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(「銘柄名(会社名)」に「澁澤倉庫」または「コード」に当社の証券コード「9304」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料|欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年6月26日(木曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

- **1 日 時** 2025年6月27日 (金曜日) 午前10時 (受付開始時刻:午前9時)
- 2 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 8階ホール

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3 目的事項 報告事項 1. 第178期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第178期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する株式

報酬等の額および内容決定の件

第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)更新の件

4 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- 1. 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 2. 書面 (郵送) とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- 3. インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎本招集ご通知または電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨ならびに修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面(本招集ご通知)をお送りしております。ただし、本招集ご通知には法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。
 - ①事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書|「連結注記表|
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知に記載された事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監 査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げ ます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月27日 (金曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、ご返送く ださい。

行使期限

2025年6月26日 (木曜日) 午後5時到着分まで



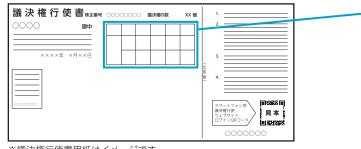
インターネット等で議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を ご入力ください。

行使期限

2025年6月26日 (木曜日) 午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

[1. 4. 5. 6. 7. 8号]

- 賛成の場合 反対する場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- ≫ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合
- 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

株主さまアンケートにご協力をお願いいたします!

株主のみなさまからの貴重なご意見・ご要望を今後の活動等の参考とさせていただくため、 アンケートを実施いたします(所要時間は5分程度です。)。



インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 https://www.web54.net ウェブサイト

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
- (1) 監査等委員会設置会社への移行等に伴う変更

当社は、取締役会の監督機能をより強化し、経営の透明性と客観性をさらに高めるために、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これにより業務執行と監督との分離を促し、重要な業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役に広く委任することで、経営における意思決定の迅速化がはかれます。一方、取締役会は経営方針、経営戦略を中心とした審議をより一層充実させることで、取締役会の監督機能を強化・高度化させ、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。(変更案第4条、第20条~第23条、第25条、第26条、第29条、第31条~第37条、附則第1条)

(2) 事業目的の変更

事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するとともに、号数の繰下げを行うものであります。(変更案第2条)

(3) 用語の変更

経済産業省より2023年8月に「企業買収における行動指針」が公表されたこと等に伴い、用語の変更(買収への対応方針または買収への対抗措置)を行うものであります。(変更案第11条)

(4) その他全般に関する変更 上記の各変更に伴う条数の変更、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

	(下級は変更部分を示しております。)
現 行 定 款	変 更 案
第1章総 則	第1章総則
第 1 条 <条文省略>	第 1 条 <現行どおり>
第2条(目 的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(18) <条文省略> <新 設> (19)_~(23)_ <条文省略>	第2条(目 的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(18) <現行どおり> (19)特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等 の用語、様式及び作成方法に関する規則に 定める会社)及び不動産投資信託に対する 出資並びに出資持分の取得、管理及び処分 (20)~(24) <現行どおり>
第 3 条 <条文省略>	第 3 条 <現行どおり>
第 4 条 (機 関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第 4 条 (機 関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削 除> (3) 会計監査人
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章株 式
第 6 条~第 10 条 〈条文省略〉	第 6 条~第 10 条 〈現行どおり〉

現 行 定 款

- 第 11 条 (新株予約権無償割当て等に関する事項) 当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議 又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。
- 2.当会社は、<u>買収防衛策</u>の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。
 - (1) <u>買収防衛策</u>において定める一定の者(以下 「非適格者」という。) は当該新株予約権を 行使できないこと
 - (2) 当会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無<u>およ</u>び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること
- 3.前項における<u>買収防衛策</u>とは、当会社が資金調達 などの主要な事業目的を主要な目的とせずに新株 または新株予約権の発行または割当てを行うこと 等により当会社に対する買収の実現を困難にする 方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同 の利益を確保し、向上させることを目的とするも のをいう。

第3章株主総会

第 12 条~第 19 条 〈条文省略〉

変 更 案

- 第 11 条 (新株予約権無償割当で等に関する事項) 当会社は、新株予約権無償割当でに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議 又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。
- 2.当会社は、<u>買収への対抗措置</u>の一環として、前項 に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決 定する場合には、新株予約権の内容として、以下 の事項を定めることができる。
 - (1) <u>買収への対応方針</u>において定める一定の者 (以下「非適格者」という。) は当該新株予 約権を行使できないこと
 - (2) 当会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること
- 3.前項における買収への対抗措置とは、当会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株 又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

第3章 株 主 総 会

第 12 条~第 19 条 〈現行どおり〉

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 20 条 (員 数)	第 20 条 (員 数)
当会社の取締役は、12名以内とする。	当会社の取締役は、12名以内とする。
<新 設>	2.前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。
第21条(選任方法)	第 21 条(選任方法)
取締役は、株主総会において選任する。	取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取
	締役とを区別して、株主総会において選任する。
2.~3. <条文省略>	2.~3. <現行どおり>
第 22 条 (任 期)	第 22 条 (任 期)
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年	取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期
度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の	は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終
時までとする。	のものに関する定時株主総会の終結の時までとす
	る。
<新 設>	2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以
	内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
	定時株主総会の終結の時までとする。
<新 設>	3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役
	の補欠として選任された監査等委員である取締役
	の任期は、退任した監査等委員である取締役の任
	期の満了する時までとする。_
<新設>	4.会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の
	監査等委員である取締役の選任決議が効力を有す
	る期間は、選任後2年以内に終了する事業年度の
	うち最終のものに関する定時株主総会の開始の時
	までとする。

現 行 定 款

変 更 案

第23条(代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2.取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 24 条 《条文省略》

第25条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招 集の手続を経ないで取締役会を開催することがで きる。

<新 設>

第 26 条~第 27 条 〈条文省略〉

第23条(代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって<u>、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。

2.取締役会は、その決議によって、取締役(監査等 <u>委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役会 長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副 社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定める ことができる。

第 24 条 < 現行どおり>

第25条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条~第 28 条 〈現行どおり〉

現 行 定 款

孪 第29条(取締役会の議事録)

第28条(取締役会の議事録)

取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびに その他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録 し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子 署名して、これを10年間本店に備置く。

取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびに その他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録 し、出席した取締役が記名押印又は電子署名して、 これを10年間本店に備置く。

更

第 29 条 <条文省略>

第 30 条 <現行どおり>

第 30 条 (報 酬 等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」とい う。)は、株主総会の決議によって定める。

第 31 条 (報 酬 等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員であ る取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総 会の決議によって定める。

第31条(取締役の責任免除)

当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)が善 意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条 第1項の賠償責任につき、法令の限度において、取 締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間で、社外取締役が善意でかつ重 大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の 賠償責任を限定する契約を締結することができ る。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、 1.000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令 が規定する額のいずれか高い額とする。

第32条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取 締役(取締役であった者を含む。)が善意でかつ重大 な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償 責任につき、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、当該取締役が善意でかつ重大な過失が ない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を 限定する契約を締結することができる。但し、当 該契約に基づく責任の限度額は、1.000万円以上 であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額の いずれか高い額とする。

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会	<削除>
第 32 条(員 数) 当会社の監査役は、5名以内とする。	<削除>
第33条(選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<削除>
第34条(任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>
第 35 条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	<削除>
第36条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、監査役が、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	<削除>

現 行 定 款	変更案
第 37 条(監査役会の議事録)	<削 除>
監査役会の議事の経過の要領及びその結果ならびに	
その他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録	
し、出席した監査役が記名押印又は電子署名して、	
これを10年間本店に備置く。	
第38条(監査役会規則)	<削除>
監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、	
監査役会において定める監査役会規則による。	
第 39 条 (報 酬 等)	<削除>
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定め	
<u> </u>	
第40条(監査役の責任免除)	<削除>
当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)が善	
意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条	
第1項の賠償責任につき、法令の限度において、取	
締役会の決議によって免除することができる。	
2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、	
社外監査役との間で、社外監査役が善意でかつ重	
大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の	
賠償責任を限定する契約を締結することができ	
る。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、	
700万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が	
規定する額のいずれか高い額とする。	

現 行 定 款	変更案
<新 設>	第 5 章 監査等委員会
<新 設>	第 33 条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
<新 設>	第34条(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各 監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することができる。 2.監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続 を経ないで監査等委員会を開催することができ る。
<新 設>	第 35 条 (監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる 監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員 の過半数をもって行う。
<新 設>	第 36 条 (監査等委員会の議事録) 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果なら びにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は 記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署 名して、これを10年間本店に備置く。
<新 設>	第 37 条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則 による。

匠生
罴
盝
型
$\overline{}$

現 行 定 款	変 更 案
第6章計 算	第6章計 算
第 41 条~第 44 条 〈条文省略〉	第 <u>38</u> 条〜第 <u>41</u> 条 〈現行どおり〉
<新 設>	<u>附 則</u>
<新設>	第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、第178期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)の行為に関する会社 法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度に おいて、取締役会の決議によって免除することがで きる。 2.第178期定時株主総会終結前の監査役(監査役で あった者を含む。)の行為に関する会社法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約については、 同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条 第2項の定めるところによる。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員は、任期満了となります。また、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占めるガバナンス委員会の答申を 踏まえ、取締役会で決定しております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		氏名	3	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席回数
1	大隅	*************************************	再任	取締役社長兼社長執行役員、物流部門管掌	180/180
2	含含色	伸之	再任	取締役兼専務執行役員、 不動産部門・管理部門管掌	180/180
3	大橋	E C	再任	取締役兼常務執行役員、物流部門副担当	180/180
4	松本	伸也	再任 社外独立役員	取締役	170/180
5	力石	晃一	再任 社外 独立役員	取締役	170/180
6	馬場	佳子	再任 社外 独立役員	取締役	140/140

大隅

毅

(1964年8月22日生)



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社

2012年 4月 執行役員管理本部総合企画部長

2013年 6月 上級執行役員管理本部総合企画部長

2014年10月 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長

2015年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌

2017年 6月 取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌

2023年 4月 取締役社長兼社長執行役員、物流部門管掌(現任)

再 任

所有する当社株式の数 8,400株

取締役候補者とした理由

大隅毅氏は、国内外の物流実務における豊富な経験を活かし、東日本営業部長を務めたのち、総合企画部長として当社グループの経営企画業務全般に携わり、2015年に取締役就任以降、物流部門全般を管掌し、2017年から社長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

倉谷 伸之 (1962年12月24日生)



再任

所有する当社株式の数 6,500株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 (㈱第一勧業銀行(現・㈱みずほ銀行)入行

2014年 4月 ㈱みずほ銀行業務監査部長

2016年 4月 同行執行役員銀座通支店長

2018年 4月 同行理事 2018年 6月 当社顧問

上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐 2018年 6月

2019年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門管掌、物流営業部門

副担当

取締役兼常務執行役員、不動産営業部門・管理部門(総合企画 2022年 6月

部・サステナビリティ推進室・人事部) 管掌、物流営業部門

副担当

2023年 4月 取締役兼常務執行役員、不動産部門・管理部門管掌

2023年 6月 取締役兼専務執行役員、不動産部門・管理部門管掌(現任)

取締役候補者とした理由

倉谷伸之氏は、金融機関の部長、執行役員支店長を歴任し、2018年から当社の上級執行 役員物流営業部門管掌役員補佐として、主に営業開発を担当。2019年に取締役就任以 降、物流部門を担当するほか、不動産部門を管掌しており、また、2022年からは管理部 門を管掌するなど、経営者としての豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取 締役の候補者といたしました。

3



武

(1964年5月10日生)



再 任

所有する当社株式の数 4,100株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社

2016年 9月 営業開発部長

2018年 6月 執行役員営業開発部長

2019年 6月 上級執行役員営業開発部長

2021年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発

部長

2022年 4月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発

部長兼イノベーション推進室長

2022年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門副担当、営業開発部長兼

イノベーション推進室長

2023年 4月 取締役兼常務執行役員、物流部門副担当(現任)

取締役候補者とした理由

大橋武氏は、倉庫および港湾運送事業の経験が深く、営業開発部長として新規事業の獲得や新たな業態の導入を進め、2021年に取締役就任以降、物流部門を担当し、物流業務のプロセス変革を推進するなど、経営者としての豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

松本 伸也 (1959年8月12日生)



再 任

社 外

独立役員

所有する当社株式の数 600株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属)

1987年 4 月 丸の内総合法律事務所入所

1996年 7 月 丸の内総合法律事務所パートナー

2001年6月 (㈱インプレス (現・㈱インプレスホールディングス) 社外監査役

(現任)

ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人(現・ジャパン・ 2005年9月

ホテル・リート投資法人)監督役員

2007年6月 当社取締役 (現任)

2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士

2013年6月 大平洋金属㈱社外取締役

2025年 1 月 丸の内総合法律事務所顧問 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本伸也氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、同氏が有するガバナ ンスおよびコンプライアンス等に関する高度な知見が、当社のより透明性・健全性の高い 経営体制の確立等に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしまし た。 特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について 監督、助言を行うことを期待しております。

力石晃一

(1957年4月19日生)



再 任

社 外

独立役員

所有する当社株式の数 1,200株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月 日本郵船㈱入社

2009年4月 同社経営委員兼製紙原料グループ長

2010年 4 月 同社経営委員兼パナマックスフリートマネジメントグループ長

2012年 4 月 同社常務経営委員

2012年6月 同社取締役常務経営委員

2013年 4 月 同社代表取締役専務経営委員

2019年 4 月 同社取締役

2019年6月 同社アドバイザー

2019年 6 月 富士石油㈱社外監査役

2019年6月 ㈱村上開明堂社外取締役(現任)

2022年 6 月 当社取締役 (現任)

2025年 4 月 NYK Energy Ocean㈱代表取締役社長執行役員(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

力石晃一氏は、総合海運企業の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識が当社の 経営に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特に、総 合海運企業の経営で得たグローバルな知識と経験を活かして、物流部門を含む業務執行全 般について監督・助言を行うことを期待しております。



馬場 佳子 (1963年8月17日生)



再 任

社 外

独立役員

所有する当社株式の数 500株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 三菱信託銀行㈱(現・三菱UFJ信託銀行㈱)入社

1991年9月 不動産鑑定十登録

2014年 4 月 横浜市財産評価審議会委員(現任)

2015年5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会理事 2016年2月 よこはま都市未来研究所設立、代表(現任)

2017年10月 横浜地方裁判所川崎支部民事調停員(現任)

横浜市空家等対策協議会委員 2018年8月

2020年4月 横浜家庭裁判所家事調停員 (現任) 2020年5月

一般社団法人神奈川県不動産鑑定十協会副会長 横浜市財産評価審議会委員長 (現任) 2024年5月

当社取締役 (現任) 2024年6月

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

馬場佳子氏は、不動産事業の経験と専門的な知見のほか、公共団体委員や調停員としての 豊富な見識が当社の経営に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といた。 しました。特に、不動産事業の経験およびその専門的な知見と公共団体委員や調停員とし ての豊富な見識を活かして、不動産部門を含む業務執行全般について監督・助言を行うこ とを期待しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

1項の賠償責任を負うものとしております。

- 2. 松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏は、社外取締役の候補者であります。
- 3. 当社は松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりま す。
- 4. 松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であ ります。
- 5. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で18年、力石晃一氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会 終結の時点で3年、馬場佳子氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で1年となります。
- 6. 当社と松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏との間では、責任限定契約を締結しております。各氏が再選された場合、当社は各氏との 間の責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。 社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1.000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告75頁に記載のとおりです。取締役候補者全員はすでに当該保険契約の被保険者となっており、再選された場合、引き続き被保険者となります。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占めるガバナンス委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号

1

星遊燈

(1961年10月17日生)



新任

所有する当社株式の数 5.400株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年10月 管理本部財経部長 2014年6月 執行役員財経部長 2018年6月 上級執行役員財経部長

2023年 1 月 上級執行役員管理部門管掌役員補佐財経部担当

2024年6月 当社監査役(常勤) (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

星正俊氏は、管理(財経)部門での勤務経験が長く、当社グループの財務・会計および内部統制について熟知しており、2024年6月から監査役(常勤)として監査業務を通じ、その豊富な経験と知見が当社の監査に活かされていることから、同氏が監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、今回新たに、監査等委員である取締役の候補者といたしました。

2

森進

(1959年10月29日生)



新 任

所有する当社株式の数 2.800株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社

2014年 6 月 北関東支店長

2016年 6 月 執行役員北関東支店長 2018年 4 月 執行役員大阪支店長

2018年6月 上級執行役員大阪支店長

2021年 4 月 上級執行役員

2021年6月 システム物流㈱ (現・澁澤コネクト㈱) 代表取締役社長

2024年6月 当社監査役(常勤) (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

森進氏は、物流部門における幅広い勤務経験を有し、上級執行役員大阪支店長を経て、2021年6月から当社グループ会社の代表取締役社長として、当社の企業価値向上に貢献してきました。また、2024年6月から監査役(常勤)として監査業務を通じ、その豊富な経験と幅広い知見が当社の監査に活かされていることから、同氏が監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、今回新たに、監査等委員である取締役の候補者といたしました。

 候補者

 番 号

志々曽 曽史 (1955年2月16日生)



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属)

1986年 4月 加嶋法律事務所入所

1997年10月 志々目法律事務所を開設し、現在に至る

2006年 6月 ㈱横河ブリッジ(現・㈱横河ブリッジホールディングス)社外

監査役

2011年 6月 当社監査役(現任)

2019年 6月 東海運㈱社外監査役(現任)

新任

社 外

独立役員

所有する当社株式の数 1.600株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の 概要

志々目昌史氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、その豊富な知識と 経験が当社の経営全般の監査に活かされていることから、同氏が監査等委員である取締役 としても、取締役の職務執行に対する監督機能を発揮できるものと判断し、今回新たに、 監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

吉田 芳一

(1955年11月12日生)



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4 月 仙台国税局入局

2015年 7 月 東京国税局調査第四部長

2016年7月 東京国税局退局

2016年8月 吉田芳一税理士事務所を開設し、現在に至る

2019年2月 ㈱シー・エス・ランバー社外監査役

2020年 6 月 当社監査役 (現任)

2021年 3 月 伊勢化学工業㈱社外監査役

新任

社 外

独立役員

所有する当社株式の数

_

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の 概要

吉田芳一氏は、税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験が当社の経営 全般の監査に活かされていることから、同氏が監査等委員である取締役としても、取締役 の職務執行に対する監督機能を発揮できるものと判断し、今回新たに、監査等委員である 社外取締役の候補者といたしました。

5

柏﨑博久

(1956年11月17日生)



新任

社 外

独立役員

所有する当社株式の数 100株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 ㈱第一勧業銀行(現・㈱みずほ銀行)入行

2008年 4月 (株)みずほ銀行執行役員銀座支店長

2010年 4月 同行常務執行役員

2013年 4月 同行取締役副頭取営業店業務部門長

2014年 4月 同行取締役

2017年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ理事

2017年 4月 (株)みずほ銀行理事

2017年 6月 (株)トータル保険サービス取締役社長

2019年 6月 同社会長執行役員

2023年 6月 当社社外監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の 概要

柏﨑博久氏は、金融機関で取締役副頭取、総合保険代理店の取締役社長を歴任しており、 その豊富な知識と経験が当社の経営全般の監査に活かされていることから、同氏が監査等 委員である取締役としても、取締役の職務執行に対する監督機能を発揮できるものと判断 し、今回新たに、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 志々目昌史、吉田芳一および柏﨑博久の各氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
 - 3. 当社は志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の各氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 志々目昌史および吉田芳一の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。
 - 5. 志々目昌史氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で14年、吉田芳一氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で5年、柏﨑博久氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で2年となります。
 - 6. 当社と志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の各氏との間では、監査役として責任限定契約を締結しております。本総会の決議事項第1号 議案および本議案が承認可決された場合、当社は、星正俊、森進、志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の各氏との間で責任限定契約を締 結する予定であります。その契約の内容の概要は以下のとおりであります。

取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告75頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者全員はすでに当該保険契約の被保険者となっており、本総会の決議事項第1号議案および本議案が承認可決された場合、引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第2号議案および第3号議案が承認可決された場合の経営体制(予定)

当社の経営戦略に照らして必要なスキルは、①企業経営、②事業戦略・M&A、③物流DX、④グローバルビジネス、⑤不動産、⑥サステナビリティ・ESG、⑦人事・労務、⑧財務・会計、⑨法務・コンプライアンス・内部 統制と考えております。

個々の役員について、知見・経験を有する分野は下記のとおりであり、各分野に過不足なく適切に配置しております。

			知見・経験を有する分野					属性					
氏	名	役職	企業経営	事業戦略・ M&A	物流DX	グローバル ビジネス	不動産	サステナビ リティ・ ESG	人事・労務		法務・コンプ ライアンス・ 内部統制	ガバナンス 委員会	独立役員
大隅	毅	取締役社長 兼社長執行役員	•	•	•	•		•				委員	
倉谷	伸之	取締役 兼専務執行役員	•	•			•	•	•	•	•		
大橋	武	取締役 兼常務執行役員	•	•	•			•					
松本	伸也	社外取締役							•		•	委員長	•
力石	晃一	社外取締役	•			•					•	委員	•
馬場	佳子	社外取締役					•	•				委員	•
星	正俊	取締役 (常勤監査等委員)								•	•		
森	進	取締役 (常勤監査等委員)	•		•								
志々国]昌史	社外取締役 (監査等委員)							•		•		•
吉田	芳一	社外取締役 (監査等委員)							•	•	•	·	•
柏﨑	博久	社外取締役 (監査等委員)	•	•						•	•		•

⁽注) 上記は、各氏の有するすべての知見・経験等を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

馬場佳子

(1963年8月17日生)



補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

馬場佳子氏は、不動産事業の経験と専門的な知見のほか、公共団体委員や調停員としての 豊富な見識が当社の経営への助言、業務執行に対する適切な監督、および中立的・客観的 な立場からの監督を行っていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役 の候補者といたしました。特に、不動産事業の経験およびその専門的な知見と公共団体委 員や調停員としての豊富な見識を活かして、不動産部門を含む業務執行全般について監督・助言を行うことを期待しております。

社 外 独立役員

所有する当社株式の数

500株

- (注) 1. 馬場佳子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
 - 2. 馬場佳子氏は、本総会の決議事項第1号議案および第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員でない取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
 - 3. 馬場佳子氏の略歴その他の株主総会参考書類記載事項については、23頁も併せてご参照ください。また、責任限定契約、役員等賠償責任保険契約については、監査等委員である取締役に就任後も、74、75頁記載の契約・保険を継続・維持する予定です。

第5号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

現在の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、年額350百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)として承認いただき、今日に至っておりますが、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告67頁に記載のとおりで、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役(監査等委員である取締役を除く。)」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止したうえで、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額について、他社水準および経済情勢等も勘案し、次のとおりといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

年額350百万円以内(うち社外取締役分は100百万円以内)とする。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与、および非金銭報酬である株式報酬は含まないものといたします。

以上の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額につきましては、社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会から適切である旨の答申を受けており、相当であると考えております。なお、現在の取締役は6名でありますが、本総会の決議事項第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役3名)となります。

本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加することに加え、監査等委員として、従前監査役が担っていた監査業務を行うとともに、他の取締役の職務の執行を監督する等の職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額について、次のとおりといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

年額150百万円以内とする。

以上の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会から適切である旨の答申を受けており、相当であると考えております。なお、本総会の決議事項第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

第7号議案

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) に対する株式報酬等の額および内容決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

現在の株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)は、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、対象となる取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象となる取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的として、株主の皆様のご承認をいただき、今日に至っております。本制度は、第5号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役に対する報酬限度額とは別枠で、株式報酬を支給するものであります。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、報酬等の額および内容は、上記定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であり、実質的な変更はありません。つきましては、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額および内容について、次のとおりといたしたく、ご承認をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)を対象に本制度を継続する。

以上の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額および内容につきましては、社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会から適切である旨の答申を受けており、合理的かつ相当であると考えております。

なお、本総会の決議事項第1号議案「定款一部変更の件」、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が承認可決された場合、本制度の対象となる取締役は3名となります。

本議案の決議の効力は、本総会の決議事項第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとなります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

1	本制度の対象者	当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締 役を除く。)
2	対象期間 (下記 (2) ご参照。)	第175期定時株主総会終結日の翌日2022年6月30日から2027年6月の定時株主総会終結日の5年間(ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができる。)
3	対象期間において、対象者に交付するため に必要な当社株式の取得資金として当社が 拠出する金銭の上限 (下記(2)ご参照。)	合計金120百万円(ただし、対象期間を延長した場合における当該延長分の対象期間においては、当該延長分の対象期間の事業年度数に金24百万円を乗じた金額)
4	当社株式の取得方法 (下記 (3) ご参照。)	自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外 取引を含む。)から取得する方法
(5)	対象者に付与されるポイント総数の上限 (下記(3)ご参照。)	1 事業年度あたり17,000ポイント
6	対象者に交付される当社株式の総数の上限 (下記 (3) ご参照。)	17,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数(1ポイント当たり当社株式1株で計算。当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に対して交付する当社株式の総数の上限は85,000株)。ただし、1ポイント当たりの当社株式数は株式分割・株式併合等が生じた場合には調整される。
7	ポイント付与基準 (下記(3)ご参照。)	役位等に応じたポイントを付与
8	対象者に対する当社株式の交付時期 (下記 (3) ご参照。)	原則として退任後の日

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金120百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します(なお、既に設定済みです。)。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注:上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金24百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、 既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株 式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

①取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり17.000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続きに従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、原則として、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。したがって、対象取締役に交付される当社株式の総数の上限は、17,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数(当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に対して交付する当社株式の総数の上限は85,000株)となります。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は係る分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任の際に所定の手続きを行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に

行使しないことといたします。係る方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当 社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(6) その他

本制度の詳細については、本制度の目的を勘案して定めます。

第8号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収への対応方針)更 新の件

当社は、2022年6月29日開催の当社第175期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新(以下「旧プラン」といいます。)について株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、2025年5月22日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を一部変更するとともに、係る変更後の基本方針(以下「基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランの内容を一部変更したうえで更新すること(以下「本更新」といい、変更後のプランを「本プラン」といいます。)を決議いたしました。

つきましては、当社定款第11条の規定に基づき、下記「2.提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する 事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本更新に際しては、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますことから、移行後の体制に沿った記載内容とするとともに、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、本プランの内容について全般的に見直しを行っております。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役の職務執行の監督等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能をさらに強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を実現することが可能であると考えております。また、第1号議案「定款一部変更の件」、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役会は11名の取締役(うち監査等委員である取締役5名)のうち6名が社外取締役で構成されることとなります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概

に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社が今後も持続的に成長し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、 創業者の精神を継承する企業文化、蓄積されたソリューションノウハウ、新たな挑戦を可能とする健全な財務 体質、専門性やスキル等を有する多様な人財、お客様・協力会社・ビジネスパートナーとの強固なリレーション、社会からの信頼等が不可欠であり、これらを包括的に活かす経営を行うことが極めて重要であると考えます。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、係る情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務 および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は 必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があ ると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、上記1. (1) の基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様が係る大量買付に応じるべきか否かを

判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを 目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の具体的な提案を受けている 事実はありません。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者等が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合 に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主 共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等 による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換え に新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に 対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役のみから構成される独立委員会を設置、その客観的な判断を経るものとし、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することといたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することといたします。

(2) 本プランの発動に係る手続

①対象となる買付等

本プランは、以下の(a)もしくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得、(c)に該当する当社株券等に関する行為、またはこれらに類似する行為(これらの提案を含みます。)(注1)(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合

を適用対象とします。

- (a) 当社が発行者である株券等(注2) について、保有者(注3) の株券等保有割合(注4) が20%以上となる買付その他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う者の株券等所有割合(注7) およびその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け(公開買付けの 開始を含みます。)
- (c) 上記(a) または(b) に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者(注9) もしくは特別関係者(以下、本(c)において「株券等取得者等」といいます。)が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本(c)において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注10)を樹立するあらゆる行為(注11)であって、(ii) 当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独でまたは他の者と共同で行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間に、買付等を行ってはならないものとします。

②意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言(条件または留保等が付されていないものとします。)等を含む法的拘束力のある書面(買付者等の代表者による署名または記名押印のなされたもの)および当該署名または押印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記③に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

③買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の書式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、独立委員会規則の概要(注12)、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。)に送付します。当社取締役会および独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、係る情報を追加的に提供していただきます。

記

- (a) 買付者等およびそのグループ会社(共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等(注13) とする者の特別関係者を含みます。)の詳細(名称、資本関係、事業内容、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の取引の経験およびその結果等を含みます。)(注14)
- (b) 買付等の目的、方法および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、 買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- (c) 買付等の対価の価額およびその算定根拠
- (d) 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、および買付者等による当社の株券等の過去の取得または処分に関する情報
- (e) 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- (f) 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無およびその内容
- (g) 買付等の後の当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (h) 当社の株主の皆様(買付者等を除きます。)、お客様、取引先、当社の従業員その他当社に係る利害関係者に対する対応方針
- (i) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (j) 反社会的勢力との関係に関する情報
- (k) その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報
- ④買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
 - (a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会または独立委員会が追加的に提出を求めた情報(もしあれば)が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との

比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限(以下「取締役会検討期間」といいます。)を定めたうえ(原則として60日を上限とします。)、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)、その根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

(b) 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および(上記(a)に従い)当社取締役会から情報等(追加的に提供を要求したものも含みます。)を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います(以下、係る独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。)。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に合理的に必要な場合には、30日を上限として、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

⑤独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由(以下「発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合、引き続き買付者等と情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告できるものとします。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に際し、事前または事後に、当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、(ア)当該勧告後に買付者等が買付等を中止・撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合(注15)、または(イ)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合のいずれかに該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日前までは本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割

当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本 新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株 予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動 事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことがで きるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

⑥株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、原則として(注16)、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。(注17,18))を招集し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

⑦取締役会の決議

上記⑥に基づき株主意思確認総会を開催した場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。他方、独立委員会から上記⑤に従って勧告がなされた場合であって、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

⑧情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用法令または株式会社東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実または延長の期間・理由を含みます。)または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記 (2) 「本プランの発動に係る手続⑤」に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の 勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間 や情報の提供がなされない場合を含みます。)、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である 場合

発動事由2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- ①下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれの ある買付等である場合
 - (a) 株券等を買い占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等当社 および当社グループ会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社および当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ③買付等の対価その他の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性または買付等の後における 当社の他の株主の皆様等の利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または 不適当な買付等である場合
- ④当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なお客様、取引先、当社の従業員等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

①本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発

行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

②割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

③本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

⑤本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の㈱東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、係る行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として1ヵ月間から6ヵ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

⑦本新株予約権の行使条件

(ア) 買付者等、(イ) 買付者等の共同保有者(係る共同保有者が特別資本関係(注19)を有する者を含む。)、(ウ) 買付者等の特別関係者(係る特別関係者が特別資本関係を有する者を含む。)、もしくは(エ)上記(ア)ないし(ウ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者(その共同保有者・特別関係者を含みます。)、または(オ)上記(ア)ないし(エ)に該当する者の関連者(注20)(以下、(ア)ないし(オ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり(注21)、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として下記⑨(b)のとおり、当社によ

る当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

- ⑨当社による本新株予約権の取得
 - (a) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると 当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権 を無償にて取得することができるものとします。
 - (b) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、係る取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、当社は、非適格者から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

- (c) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの(注22)を対価として交付することができます。当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。
- (d) その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- ⑩合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- ⑪新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(12) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続

本更新にあたっては、当社定款第11条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項について決定する権限を当社取締役会に委任することについて、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、㈱東京証券取引所の規程等の新設または改廃が行われ、係る新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様に不利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更の事実および (修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年5月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(8) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

- (注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6)金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7)金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者と みなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において 同じとします。
- (注10) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が 共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取 引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社 株券等に関する実質的な利害関係等の形式や、当該株券等取得者および当該他の株主が当社に対して直 接・間接に及ぼす影響などを基礎として行うものとします。
- (注11) 本文(c) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。 なお、当社取締役会は、本文(c) 所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、 当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- (注12) 「独立委員会規則」の概要は、以下のとおりです。
 - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(ア)当社社 外取締役、または(イ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。 有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する 者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者で なければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で 締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本プランの有効期間満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議に

より別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合(ただし、再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施、本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、本新株予約権の無償割当ての実施その他買付者等の買付等に関する株主意思の確認、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う(ただし、株主意思確認総会を開催した場合には、当該株主総会の決議に従う。)。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- (注13) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注14) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について (a) に準じた情報を含みます。
- (注15) 例えば、既に開始している買付等を中止・撤回(買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告(金融商品取引法第27条の11第2項本文)がなされることを要します。)をした上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。
- (注16) 例えば、買付者等が、本プランに定められた手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、 株主総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を 確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主総 会を経ることなく、新株予約権の無償割当てを実施することがあります。
- (注17) 株主総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、大規模買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。
- (注18) 株主総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての 効力発生日前に開催されるものを含みます。
- (注19) 金融商品取引法施行令第9条第1項第2号に定義されます。

- (注20) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と実質的な共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- (注21) ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。
- (注22) ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回(買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告(金融商品取引法第27条の11第2項本文)がなされることを要します。)したうえで、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、係る買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがあります。

独立委員会委員略歴

本プランの更新が本総会にて承認された後の独立委員会委員は、以下の5名であります。

松本 伸也(まつもと しんや)

【略 歴】

1959年生

1987年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属)

1987年 4月 丸の内総合法律事務所入所

1996年 7月 丸の内総合法律事務所パートナー

2001年 6月 ㈱インプレス(現・㈱インプレスホールディングス)社外監査役(現任)

2005年 9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員 (現・ジャパン・ホテル・リート投資法人) 監督役員

2007年 6月 当社取締役 (現任)

2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士

2013年 6月 大平洋金属㈱社外取締役

2025年 1月 丸の内総合法律事務所顧問 (現任)

※松本伸也氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、松本伸也氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

```
カ石 晃一(ちからいし こういち)
```

【略 歴】

1957年牛

1980年 4月 日本郵船㈱入社

2009年 4月 同社経営委員兼製紙原料グループ長

2010年 4月 同社経営委員兼パナマックスフリートマネジメントグループ長

2012年 4月 同社常務経営委員

2012年 6月 同社取締役常務経営委員

2013年 4月 同社代表取締役専務経営委員

2019年 4月 同社取締役

2019年 6月 同社アドバイザー

2019年 6月 富士石油㈱社外監査役

2019年6月 ㈱村上開明堂社外取締役 (現任)

2022年 6月 当社取締役 (現任)

2025年 4月 NYK Energy Ocean㈱代表取締役社長執行役員(現任)

※力石晃一氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において選任された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、力石晃一氏が本総会において選任された場合、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

馬場佳子(ばばけいこ)

【略 歴】

1963年生

1987年 4月 三菱信託銀行㈱ (現・三菱UFJ信託銀行㈱) 入社

1991年 9月 不動産鑑定士登録

2014年 4月 横浜市財産評価審議会委員 (現任)

2015年 5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会理事

2016年 2月 よこはま都市未来研究所を設立、代表(現任)

2017年10月 横浜地方裁判所川崎支部民事調停員 (現任)

2018年8月 横浜市空家等対策協議会委員

2020年 4月 横浜家庭裁判所家事調停員 (現任)

2020年 5月 一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会副会長

2024年 5月 横浜市財産評価審議会委員長 (現任)

2024年 6月 当社取締役 (現任)

※馬場佳子氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において選任された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、馬場佳子氏が本総会において選任された場合、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

志々目 昌史(ししめ まさし)

【略歴】

1955年牛

1986年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属)

1986年 4月 加嶋法律事務所入所

1997年10月 志々目法律事務所を開設し、現在に至る

2006年 6月 ㈱横河ブリッジ (現・㈱横河ブリッジホールディングス) 社外監査役

2011年 6月 当社監査役 (現任)

2019年 6月 東海運㈱社外監査役 (現任)

※志々目昌史氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であり、本総会において選任された場合には、監査等 委員である社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありま せん。

当社は、志々目昌史氏が本総会において選任された場合、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

吉田 芳一(よしだ よしいち)

【略歴】

1955年生

1974年 4月 仙台国税局入局

2015年 7月 東京国税局調査第四部長

2016年 7月 東京国税局退局

2016年8月 吉田芳一税理士事務所を開設し、現在に至る

2019年 2月 ㈱シー・エス・ランバー社外監査役

2020年 6月 当社監査役 (現任)

2021年 3月 伊勢化学工業㈱社外監査役

※吉田芳一氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であり、本総会において選任された場合には、監査等委員である社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、吉田芳一氏が本総会において選任された場合、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済が全体的に緩やかな成長を維持する中、雇用・所得環境の改善等を背景に、個人消費や企業の設備投資に持ち直しの動きが見られたことから、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の長期化が消費者マインドの下振れ等を通じ家計に与える影響や、米国の通商政策をめぐる今後の不確実性の高まりなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢にあって、物流業界では、消費財等の国内貨物の荷動きは横ばいで推移しましたが、輸出入は 円安効果による生産財の輸出や部品・部材類の輸入等を中心に、堅調な荷動きで推移しました。また、不動産業界で は、都市部におけるオフィスビル市場は、空室率が引き続き低下傾向を示し、賃料についても上昇が見られるなど、 全体的に安定的に推移しました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」で掲げた事業戦略に基づき、拠点ネットワーク拡充による取扱量の増大をはかるとともに、DX推進の取組みを一層強化し、省人化とオペレーションの効率化を進め、業務プロセスの最適化に努めることで、採算性の向上に継続的に取り組みました。また、不動産事業においては、既存施設の計画的に保守改良工事を実施することで、現有資産の価値向上をはかるとともに、適正料金の収受に努めることで、安定的な収益基盤の確保と強化を推進しました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、前期および当期新たに取扱いを開始した倉庫業務や陸上運送業務が業績に寄与したことを主要因として、前期比52億2百万円(7.1%)増の786億2千万円、コスト上昇に見合う適正料金の収受等により、営業利益は同3億9千7百万円(9.3%)増の46億6千8百万円、経常利益は同4億9千1百万円(9.7%)増の55億8千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の売却益や、前期に発生した固定資産処分損の解消により、前期比11億8千万円(31.6%)増の49億8百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は656億3千3百万円(前期比8.9%増)、営業利益は39億9千万円(同8.2%増)、 経営利益は47億6千2百万円(同2.7%増)、当期純利益は43億4千5百万円(同22.1%増)となりました。

営業収益



経営利益



親会社株主に帰属する当期純利益



セグメント別概況

物流事業

営業収益**72,685百万円**(前期比7.4%增) 営業利益**3,884百万円**(前期比18.6%增)

業績の状況

- ・倉庫業務や陸上運送業務において、前期に取扱いを開始した飲料や工場内物流請負業務に加え、当期新たに取扱いを開始した 医薬品や医療機器、食品等が寄与したほか、EC関連の取扱いが増加しました。また、コスト上昇への対応として、適正な運賃 や料金の確保に努めることで、収益性の維持に取り組みました。
- ・港湾運送業務は、前期に取扱いを開始した飲料の荷捌業務が寄与したほか、船内荷役業務の取扱いが増加しました。
- ・国際輸送業務は、輸入航空貨物の取扱いは増加したものの、アジア域内航路における海上運賃単価の下振れに加え、輸出入海 上貨物や輸出航空貨物の取扱いが低調に推移したことから減少となりました。
- ・当社グループの強みである、飲料物流や多品種小ロット物流においては、拠点ネットワーク拡充による取扱量の増大をはかるとともに、DX推進の取組みを一層強化し、省人化とオペレーションの効率化を進め、業務プロセスの最適化に努めることで、採算性の向上に継続的に取り組みました。

不動産事業

営業収益**6.403百万円**(前期比**6.7**%增) 営業利益**3.350百万円**(前期比**11.8**%增)

業績の状況

- ・施設の稼働率向上に伴い、空調設備使用料等の不動産付帯収入が増加したことに加え、ビル工事請負業務が好調に推移しました。
- ・既存施設においては、計画的に保守改良工事を実施することで、現有資産の価値向上をはかるとともに、適正料金の収受に努めることで、安定的な収益基盤の確保と強化を推進しました。



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第175期 (2022年3月期)	第176期 (2023年3月期)	第177期 (2024年3月期)	第178期 (2025年3月期) 当連結会計年度
営業収益	(百万円)	71,746	78,504	73,417	78,620
経常利益	(百万円)	6,924	5,847	5,091	5,583
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,257	3,759	3,728	4,908
1株当たり当期純利益	(円)	345.79	247.80	246.07	337.22
総資産	(百万円)	108,991	115,831	112,772	117,446
純資産	(百万円)	53,655	57,872	62,627	65,328

②当社の財産および損益の状況の推移

区分		第176期 (2023年3月期)	第177期 (2024年3月期)	第178期 (2025年3月期) 当事業年度
(百万円)	61,593	65,299	60,287	65,633
(百万円)	4,381	4,771	4,637	4,762
(百万円)	3,008	2,630	3,557	4,345
(円)	197.89	173.44	234.78	298.53
(百万円)	97,528	100,084	97,317	101,766
(百万円)	48,189	50,211	54,242	55,351
	(百万円) (百万円) (円) (百万円)	(百万円) 4,381 (百万円) 3,008 (円) 197.89 (百万円) 97,528	(五万円)(2022年3月期)(2023年3月期)(百万円)61,59365,299(百万円)4,3814,771(百万円)3,0082,630(円)197.89173.44(百万円)97,528100,084	(五万円)(2022年3月期)(2023年3月期)(2024年3月期)(百万円)61,59365,29960,287(百万円)4,3814,7714,637(百万円)3,0082,6303,557(円)197.89173.44234.78(百万円)97,528100,08497,317

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業業績の持ち直しを背景として、緩やかな回復基調が続くことが見込まれます。一方で、物価上昇や人手不足等、経済活動に与える下押し要因に加えて、米国の保護主義的な通 商政策による国際貿易の不透明感や景気鈍化への懸念が高まっております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」で掲げた事業戦略に基づき、以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 物流事業の収益力強化
- 2 国内/海外における物流ネットワークの拡充
- 3 物流の枠を超えた業域の拡大
- △ 不動産ポートフォリオの拡充
- 5 ESGへの取組みの強化

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させてまいります。加えて、サステナビリティ推進基本方針を策定し、以下の6項目をマテリアリティ(重要課題)と定めております。

- a 地球温暖化の防止
- 6 循環経済への転換
- € 安全・安心の実現
- ₫ イノベーションの活用
- ◎ 人権の尊重
- ① 共存共栄の追求

当社グループのみならず社会にとっても持続可能な成長につながる課題の解決に事業活動を通じて取り組むことにより、企業価値を向上させてまいります。

引き続き、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家の皆様はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

- ①当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は65億1千2百万円(支払いベース)であります。
- ②当連結会計年度中の主要な投資案件は、次の通りであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

物流事業 当社 横浜支店 本牧営業所 物流倉庫新築工事 (横浜市中区 地上4階建、延床面積22,656㎡、2024年10月竣工)

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、第10回無担保社債(50億円)の発行をもって充当いたしました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	主要な営業拠点
澁澤陸運(株)	東京都江東区	80百万円	100.0%	貨物自動車運送業 倉庫業	東京、神奈川、千葉、 埼玉、群馬、愛知、福井、 滋賀、大阪、兵庫、山口
大宮通運㈱	埼玉県さいたま市	45	80.1	貨物自動車運送業 倉庫業	埼玉
日正運輸㈱	東京都江東区	100	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道、新潟、東京、 大阪、兵庫、福岡、宮崎
北海澁澤物流㈱	北海道札幌市	90	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道
平和みらい(株)	静岡県静岡市	50	68.2	貨物自動車運送業 倉庫業	静岡
澁澤(香港)有限公司	香港	10百万HK\$	100.0	輸出入貨物の取扱事業 倉庫業	香港
澁澤物流(上海)有限 公司	中国	1百万US\$	100.0	輸出入貨物の取扱事業 倉庫業	中国

⁽注) 1. 大宮通運㈱および平和みらい㈱における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。

(7) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地	
本社	東京都江東区	神戸支店	兵庫県神戸市	
東京支店	東京都江東区	中国・九州支店	福岡県糟屋郡	
横浜支店	神奈川県横浜市	引越営業支店	東京都江戸川区	
中部支店	愛知県小牧市	不動産部	東京都江東区	
大阪支店	大阪府大阪市	_	_	

^{2.} 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含む計9社であります。

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	1,187名 (140名)	10名減(19名増)
不動産事業	25名 (-名)	1名増 (-名)
計	1,212名 (140名)	9名減(19名増)
全社(共通)	75名 (-名)	7名増 (-名)
合計	1,287名 (140名)	2名減(19名増)

⁽注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
538名 (6名)	14名増(4名減)	43歳0ヵ月	17年11ヵ月

⁽注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入額
12,000百万円
2,700
1,645
1,356
650
610
500
476

⁽注) シンジケートローンは、㈱みずほ銀行を主幹事とするその他26行によるものであります。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

①発行可能株式総数

48,000,000株

②発行済株式の総数

15,217,747株 (自己株式743,388株を含む)

③単元株式数

100株

4株主数

5,469名

⑤大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,448,200株	10.01%
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	1,085,400	7.50
清水建設㈱	749,800	5.18
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	716,700	4.95
トーア再保険㈱	652,000	4.50
中央日本土地建物㈱	528,100	3.65
(学)帝京大学	422,600	2.92
㈱埼玉りそな銀行	400,000	2.76
日本ゼオン㈱	334,000	2.31
㈱日本カストディ銀行(信託□)	327,000	2.26

⁽注) 持株比率は、自己株式 (743,388株) を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員に関する事項

①取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長 ※ 兼社長執行役員	大隅 毅	物流部門管掌
取締役 ※ 兼専務執行役員	倉谷伸之	不動産部門・管理部門管掌
取締役 兼常務執行役員	大橋 武	物流部門副担当
社外取締役	松本伸也	丸の内総合法律事務所 顧問 ㈱インプレスホールディングス 社外監査役 大平洋金属㈱ 社外取締役
社外取締役	力石晃一	㈱村上開明堂 社外取締役
社外取締役	馬場佳子	横浜市財産評価審議会 委員長 よこはま都市未来研究所 代表 横浜地方裁判所川崎支部 民事調停員 横浜家庭裁判所 家事調停員
監査役 (常勤)	星 正俊	
監査役(常勤)	森 進	
社外監査役	志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士 東海運㈱ 社外監査役
社外監査役	吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 税理士
社外監査役	柏﨑博久	

- (注) 1. ※印は、代表取締役であることを示しております。
 - 2. 当社は取締役松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏ならびに監査役志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の各氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 3. 取締役松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏ならびに監査役志々目昌史および吉田芳一の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」に規定する独立委員会委員であります。
- 4. 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会において、馬場佳子氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 5. 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会において、星正俊および森進の両氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
- 6. 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会終結の時をもって、真鍋雅信および工藤慎二の両氏は任期満了により監査役を退任いた しました。
- 7. 取締役力石晃一氏は、2024年6月26日付で富士石油㈱の社外監査役を、2024年6月30日付で日本郵船㈱のアドバイザーを退任いたしました。
- 8. 取締役馬場佳子氏は、2024年8月31日付で横浜市空家等対策協議会委員を退任いたしました。
- 9. 監査役志々目昌史氏は、2024年6月26日付で㈱横河ブリッジホールディングスの社外監査役を退任いたしました。
- 10. 監査役吉田芳一氏は、2024年8月29日付で㈱シー・エス・ランバーの社外監査役を、2025年3月27日付で伊勢化学工業㈱の社外監査役を退任いたしました。

(ご参考)

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。

(2025年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	石井啓志	物流部門管掌役員補佐 横浜支店長
常務執行役員	青野宣昭	管理部門管掌役員補佐 管理部門管掌役員補佐
上級執行役員	高橋伸一	物流部門管掌役員補佐
上級執行役員	平川仁司	大阪支店長
上級執行役員	大宮栄一	日正運輸㈱代表取締役社長
上級執行役員	浅原邦康	神戸支店長
上級執行役員	菅野康弘	管理部門管掌役員補佐 総務部長
上級執行役員	鈴木保志	東京支店長
執行役員	佐瀨正文	平和みらい㈱代表取締役社長
執行役員	簱 浩志	澁澤ファシリティーズ(株)代表取締役社長
執行役員	森山宗樹	総合企画部長
執行役員	池田 覚	財経部長
執行役員	山田政和	リスク管理部長
執行役員	神田純一	広域営業部長
執行役員	吉田崇	国際営業部長
執行役員	本橋昌臣	

②取締役および監査役の報酬等

a. 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等 当社は、役員の報酬等の決定方針を取締役会で決議しており、2025年3月31日開催の取締役会において、 役員の報酬等の決定方針の一部改訂を決議しました。当該改訂後の内容は下記のとおりです。

(a) 取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役の報酬は、当社グループビジョンの実現、持続的な企業価値の向上を目指す適切なインセンティブとして機能すると同時に、各役員が担う役割、責任と成果を反映させた報酬体系とすることを基本方針とし、具体的には、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である株式報酬によって構成します。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定報酬のみとします。取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定します。当社は、取締役(執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下同じ。)を含む上級執行役員以上の執行役員の金銭報酬に年俸制を適用しており、年俸規程を取締役会で制定しています。各役員の年俸は、役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定しています。また、株式報酬に関する取扱いについては、株式交付規程を取締役会において制定し、各取締役への交付はガバナンス委員会が定める役位別基礎金額に基づいて決定しています。

i. 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。

ii. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、(ア)等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、(イ)年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社(または企業グループ)の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

- (i) 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、親会社株主に帰属する当期純利益としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。
- (ii) 目標達成率は、各業績目標の通期修正予算(上半期期初予算+下半期修正予算)に対する実績数値 (特殊要素加減後)の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素について は、ガバナンス委員会において決定します。
- (iii) 取締役が物流または不動産部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数 (支給係数) を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、物流または不動産部門の執行役 員としての支給係数(業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。)の 50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。

iii. 株式報酬に関する方針

株式報酬については、株式交付規程に従い、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、その役位等に応じて毎年付与したポイント数に応じて、各取締役の退任以後に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。ポイント数の算定基礎に用いる取締役の役位ごとに定める役位別基礎金額は、透明性・公平性を確保するために、取締役会の委任を受けてガバナンス委員会において決定するものとします。

- iv. 固定報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額の割合の決定に関する方針 金銭報酬である固定報酬、業績連動報酬については、等級別年俸基準額に90%を乗じた額を固定報 酬、10%を乗じた額に支給係数を乗じた額を業績連動報酬とします。金銭報酬に対する株式報酬の比率は10対1を目安とします。
- v. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、ガバナンス委員会において決定した金額の12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、ガバナンス委員会において額を決定し、6月に支給します。株式報酬については、株式交付規程に従い、原則、各取締役の退任後の日に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。

vi. 報酬等の決定の委任に関する事項

ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記 i . ii . ii . on方針に基づき、個人別の金銭報酬に係る報酬等の額および株式報酬に係る役位別基礎金額を決定する権限を持ちます。委員の構成につきましては、透明性・公平性を確保するため、社外取締役3名および代表取締役社長の合計4名とし、委員長は松本伸也社外取締役、委員は力石晃一社外取締役、馬場佳子社外取締役、大隅毅代表取締役社長(物流部門管掌)とします。なお、株式報酬に係るその他の報酬等に関する事項は取締役会において決定します。

(b) 監査役の報酬等の決定方針

当社の監査役の報酬は、その総額を株主総会の決議によって定め、各監査役への配分については、監査役の協議により監査役会で決定しております。なお、業務執行から独立した立場である監査役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 -	幸	対象となる		
1又貝匹刀	牧助寺の秘色	固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	役員の員数
取締役	124百万円	104百万円	9百万円	9百万円	6名
(うち社外取締役)	(17百万円)	(17百万円)	(一)	(一)	(3名)
監査役	42	42	_	—	7
(うち社外監査役)	(16)	(16)	(—)	(—)	(3)
合計	166	147	9百万円	9百万円	13
(うち社外役員)	(33)	(33)	(—)	(—)	(6)

- (注) 1. 対象となる役員の員数および報酬等の総額には、2024年6月27日開催の第177期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2 名分が含まれています。
 - 2. 非金銭報酬は、当事業年度における株式報酬の株式給付引当金繰入額であります。

C. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標の内容およびその額の算定方法は上記a. (a) ii. に記載のとおりであり、取締役はグループ全体の経営に責任を持つことから、当該業績指標を選定しております。当事業年度に係る業績連動報酬については、その目標とする指標として当事業年度に係る連結各社の税引前当期純利益の単純合計を使用しております。係る指標の実績値は7,172百万円、業績連動報酬の算出に適用する実際の目標達成率 (特殊要素を加減後) は、107.20%でありました。

d. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内(使用人分給与を含まない)」とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は11名です。また、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)を対象に、新たに当社が金銭を拠出して設定する信託が当社株式を取得し、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象者に交付される株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入するべく、上記株主総会の決議とは別枠で、2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間の対象期間において、当社株式の取得資金として120百万円(ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができ、係る延長をした場合における延長分の期間においては延長分の対象期間の事業年度数に24百万円を乗じた金額)を上限に、金銭を当該信託に拠出することおよび当社が各対象者に付与するポイントの総数は1事業年度あたり17,000ポイントを上限とすることについてご承認いただいております。当該株主総会終結時点における対象者である取締役の員数は4名です。2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。当該株

主総会終結時点における監査役の員数は5名です。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の金銭報酬については、取締役会の委任を受け、ガバナンス委員会において決定しております。株式報酬については、取締役会の委任を受け、株式報酬に係る役位別基礎金額をガバナンス委員会において決定しております。ガバナンス委員会に委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の決定に係る手続きおよびその内容の透明性・公平性を確保するためです。なお、ガバナンス委員会の構成員は上記a. (a) vi. に記載のとおりです。

f. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記a. (a) の方針に沿うものであると判断した理由 上記e. に記載のとおり、金銭報酬の固定報酬および業績連動報酬は上記a. (a) の方針に基づいてガバ ナンス委員会において決定し、株式報酬についても、上記a. (a) の方針に基づいて株式報酬に係る役位別 基礎金額をガバナンス委員会において決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個 人別の報酬等の内容が上記a. (a) の方針に沿うものであると判断しております。

③社外役員に関する事項

a. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位および氏名	重要な兼職先および地位	重要な兼職先と当社との関係
	丸の内総合法律事務所 顧問	特別の関係はありません。
取締役 松本伸也	㈱インプレスホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	大平洋金属㈱ 社外取締役	特別の関係はありません。
	㈱村上開明堂 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 力石晃一	富士石油㈱ 社外監査役	特別の関係はありません。
	日本郵船㈱ アドバイザー	特別の関係はありません。
取締役 馬場佳子	横浜市財産評価審議会 委員長	特別の関係はありません。
	よこはま都市未来研究所 代表	特別の関係はありません。
	横浜地方裁判所川崎支部 民事調停員	特別の関係はありません。
	横浜家庭裁判所 家事調停員	特別の関係はありません。
	横浜市空家等対策協議会委員	特別の関係はありません。
	志々目法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
監査役 志々目昌史	東海運㈱ 社外監査役	特別の関係はありません。
	(㈱横河ブリッジホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	吉田芳一税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。
監査役 吉田芳一	(㈱シー・エス・ランバー 社外監査役	特別の関係はありません。
	伊勢化学工業㈱ 社外監査役	特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松本伸也	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回(94.4%)に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバ
	ナンス委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会を主導しております。客観的・中立的立場から取締役会から委任を受けた取締役および年俸制対象執行役員の報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしておりま
	す。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
取締役 力石晃一	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回 (94.4%) に出席しております。主に、総合海運企業の経営における知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任を受けた取締役および年俸制対象執行役員の報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしております。特に総合海運企業の経営で得た知識と経験を活かして、物流部門を含む業務全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
取締役 馬場佳子	2024年6月27日就任以降の当事業年度開催の取締役会14回すべて(100%)に出席しております。主に、不動産事業の経験と専門的見地ならびに公共団体委員や調停員としての知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場から取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしております。特に、不動産事業の経験と専門的見地および公共団体委員や調停員としての知識と経験を活かして、管理部門を含む業務全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。

⁽注)取締役馬場佳子氏は、2024年6月27日開催の第177期定時株主総会において、新たに取締役に選任されているため、同日以降に開催された取締役会の回数に対する出席率を算出しております。

会社における地位および氏名	出席状況および発言状況
監査役 志々目昌史	当事業年度開催の取締役会18回すべて(100%)に、監査役会15回すべて(100%)に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムおよびコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田芳一	当事業年度開催の取締役会18回すべて(100%)に、監査役会15回すべて(100%)に出席 しております。主に、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思 決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内 部統制システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 柏﨑博久	当事業年度開催の取締役会18回すべて(100%)に、監査役会15回すべて(100%)に出席しております。主に、金融関係企業の経営における知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

c. 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、当社定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

④役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役および常務執行役員、上級執行役員等の主要な業務執行者(以下「役員等」という。)であり、保険料については、取締役、監査役、常務執行役員、上級執行役員が特約部分も含め当社が全額負担(2024年4月~6月は10%を役員等が負担)しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補しています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事象等に関して一定の免責事由があります。役員等の職務の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(5) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、②の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前事業年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

③非監査業務の概要

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である第10回無担保社債の発行にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会において、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認める場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、当社監査役会において、会計監査人について、その職務の遂行に関する公正性や適正性を確保することができないと判断する場合や、より適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合などには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司および澁澤物流(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含みます。)の規定によるものに限ります。)を受けております。

3 会社の体制および方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、2024年6月27日開催の取締役会において下記のとおり一部改訂することを決議しました。当該改訂後の内容は下記のとおりです。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、(ア)物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(イ)物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(ウ)健全な財務体質、(エ)専門性を有する人材の育成と確保、(オ)取引先との信頼関係、および(カ)創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

②基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

a. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するために、更なる成長を目指した2030年を見据えた長期ビジョン 「Shibusawa 2030 ビジョン」を2021年度から、3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2026」を2024年度からスタートさせております。

「Shibusawa 2030 ビジョン」では、持続的な企業価値向上のため、事業の競争力強化とサービス領域の拡大、ESG経営の確立により、『お客さまの事業活動に新たな価値を生み出すValue Partner』を目指します。「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2026」では、成長戦略の基本方針として、(ア)物流事業の収益力強化、(イ)国内/海外における物流ネットワークの拡充、(ウ)物流の枠を超えた「業域の拡大」、(エ)不動産事業ポートフォリオの拡充、(オ)ESGへの取組み強化を掲げ、その実現に取り組むとともに、成長戦略を支える経営基盤の構築にも取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(ア)資本政策の基本的な方針、(イ)政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ウ)企業年金の積立金の運用、(エ)サステナビリティを巡る課題への取組み、(オ)役員候補者の指名と役員報酬の決定方針と手続き、(カ)社外役員の独立性判断基準、(キ)株主・投資家との建設的な対話に関する方針等を定めております。また、複数名の社外取締役および複数名の社外監査役による経営の監視機能を充実させるとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名以上を含むガバナンス委員会を設置することにより、コーポレートガバナンスの強化をはかっております。

b. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの概要

当社は、2022年5月23日開催の取締役会および同年6月29日開催の当社第175期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を

毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利 行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予 約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対し て新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、 その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者 の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様の意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様の意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本とし、配当性向40%を目安に、年間配当金100円を下限とした累進的な配当を実施してまいります。

この方針に基づき、2025年5月12日開催の取締役会決議により、当事業年度末日(2025年3月31日)を基準日とする期末配当金を1株当たり80円とさせていただきました。中間配当金60円と合わせた年間配当金は、1株当たり140円となり、前事業年度と比べて40円(40.0%)の増配となります。

なお、当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、「剰余金の配当等の決定に関する方針」の一部改定を決議し、改定後の方針を第179期から適用することといたしました。当該改定後の内容は下記のとおりです。

当社は、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら配当性向50%以上を基準に、年間配当金140円を下限とした累進的な配当を実施してまいります。

この改定後の方針に基づき、次期の配当金につきましては、中間配当金90円、期末配当金90円、年間配当金1株当たり180円を予定しております。

⁽注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示して おります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

注心貝旧列紀久 (2025年3月31日現在)		
科目	金額	
資産の部		
流動資産	28,884	
現金及び預金	11,832	
受取手形及び取引先未収金	13,854	
立替金	1,793	
その他	1,408	
貸倒引当金	△4	
固定資産	88,514	
有形固定資産	(57,484)	
建物及び構築物	32,085	
機械装置及び運搬具	1,875	
土地	22,963	
リース資産	301	
その他	258	
無形固定資産	(1,199)	
借地権	516	
ソフトウェア	342	
ソフトウェア仮勘定	288	
その他	52	
投資その他の資産	(29,830)	
投資有価証券	27,822	
長期貸付金	150	
差入保証金	1,553	
繰延税金資産	127	
その他	207	
貸倒引当金	△31	
繰延資産	47	
社債発行費	47	
資産合計	117,446	

	(十四・日/31 3/
科目	金額
負債の部	
流動負債	16,235
支払手形及び営業未払金	5,972
1年内償還予定の社債	28
短期借入金	4,545
リース債務	93
未払法人税等	1,499
預り金	127
賞与引当金	814
その他	3,155
固定負債	35,881
社債	8,046
長期借入金	17,395
リース債務	225
長期預り金	5,327
繰延税金負債	3,283
退職給付に係る負債	1,551
その他	52
負債合計	52,117
純資産の部	
株主資本	54,211
資本金	7,847
資本剰余金	6,449
利益剰余金	42,407
自己株式	△2,493
その他の包括利益累計額	10,164
その他有価証券評価差額金	8,591
為替換算調整勘定	1,094
退職給付に係る調整累計額	477
非支配株主持分	953
純資産合計	65,328
負債及び純資産合計	117,446

(単位:百万円)

(単位:百万円)

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

 科目	金額	
11 5	内訳	合計
営業収益		78,620
営業原価		69,769
営業総利益		8,850
販売費及び一般管理費		4,182
営業利益		4,668
営業外収益		
受取利息及び配当金	840	
持分法による投資利益	128	
その他	192	1,161
営業外費用		
支払利息	131	
寄付金	50	
その他	64	246
経常利益		5,583
特別利益		
投資有価証券売却益	1,500	1,500
税金等調整前当期純利益		7,083
	2,225	
法人税等調整額	△ 123	2,102
当期純利益		4,981
非支配株主に帰属する当期純利益		72
親会社株主に帰属する当期純利益		4,908

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額	
資産の部		
流動資産	20,218	
現金及び預金	5,226	
受取手形	1,057	
取引先未収金	11,124	
貯蔵品	13	
立替金	1,761	
前払費用	358	
その他	676	
貸倒引当金	△0	
固定資産	81,501	
有形固定資産	(51,539)	
建物	29,835	
構築物	740	
機械装置	911	
車両運搬具	14	
器具備品	240	
土地	19,731	
リース資産	65	
無形固定資産	(1,158)	
借地権	516	
施設利用権	38	
ソフトウェア	315	
ソフトウェア仮勘定	288	
投資その他の資産	(28,803)	
投資有価証券	20,591	
関係会社株式	5,849	
出資金	0	
関係会社出資金	117	
長期貸付金	787	
差入保証金	1,383	
長期前払費用	3	
その他	93	
貸倒引当金	△23	
繰延資産	47	
社債発行費	47	
資産合計	101,766	

	(+L : L/31 3/
科目	金額
負債の部	
流動負債	12,111
営業未払金	4,983
短期借入金	2,505
リース債務	20
未払金	300
未払費用	321
未払法人税等	1,344
前受金	827
預り金	62
賞与引当金	609
その他	1,135
固定負債	34,304
社債	8,000
長期借入金	16,244
リース債務	52
長期預り金	5.253
退職給付引当金	1,826
繰延税金負債	2,897
その他	30
負債合計	46,415
純資産の部	,
株主資本	47,019
資本金	7,847
資本剰余金	5,663
資本準備金	5,660
その他資本剰余金	2
利益剰余金	36,002
その他利益剰余金	36,002
圧縮記帳積立金	861
別途積立金	10,000
繰越利益剰余金	25,141
自己株式	△ 2,493
評価・換算差額等	8,331
その他有価証券評価差額金	8,331
純資産合計	55,351
負債及び純資産合計	101,766

(単位:百万円)

(単位:百万円)

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

THE	金額	
科目	内訳	合計
営業収益		
保管料	8,833	
荷役料	7,541	
荷捌料	11,726	
陸上運送料	27,519	
物流施設賃貸料	2,275	
不動産賃貸料	5,407	
その他	2,329	65,633
営業原価		
作業費	42,045	
賃借料	3,763	
人件費	2,702	
減価償却費	2,065	
その他	7,601	58,177
営業総利益		7,456
販売費及び一般管理費		3,465
営業利益		3,990
営業外収益		
受取利息及び配当金	829	
その他	140	970
営業外費用		
支払利息	89	
寄付金	50	
その他	58	198
経常利益		4,762
特別利益		
投資有価証券売却益	1,500	1,500
税引前当期純利益		6,262
法人税、住民税及び事業税	1,970	
法人税等調整額	△53	1,916
当期純利益		4,345

監查報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

澁澤倉庫株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

推定有限員任任員 公認会計士 千葉 達也業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 吉田 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に 表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため に、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監 査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

澁澤倉庫株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

員 公認会計士 千葉 達也

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 吉田 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第178期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第178期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人FY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

 監査役(常勤)
 星
 正
 俊
 印

 監査(常勤)
 森
 進
 印

 監査
 役
 志々目昌史
 印

 監査
 役
 吉田芳一即
 日

 監査
 役
 柏崎博久

(注) 監査役志々目昌史、吉田芳一および柏﨑博久の3氏は、社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

交通

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館8階ホール

東京メトロ |東西線・日比谷線 |茅場町駅(8番出口直結)

都営地下鉄 | 浅草線 日本橋駅 (D2出口より徒歩約4分)







